

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略）</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> | <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略）</p> | |
| <p>（てん補危険）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する事由により貸付金等を回収することができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～十（略）</p> <p><u>十一 海外事業資金貸付の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由（支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）</u></p> <p>十二 海外事業資金貸付の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p> | <p>（てん補危険）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する事由により貸付金等を回収することができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十二 海外事業資金貸付の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p> | |
| <p>（損失額）</p> <p>第4条 前条に規定する損失の額とは、保険価額のうち、同条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が償還期限（同条第12号に該当する事由によるときは、償還期限から3月を経過した日）までに回収することができない貸付金等の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>一～二（略）</p> | <p>（損失額）</p> <p>第4条 前条に規定する損失の額とは、保険価額のうち、同条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が償還期限（同条第11号に該当する事由によるときは、償還期限から3月を経過した日）までに回収することができない貸付金等の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>一～二（略）</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(損失発生等の通知義務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 被保険者は、償還期限までに海外事業資金貸付に係る債務が履行されず、第3条第12号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(損失発生等の通知義務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 被保険者は、償還期限までに海外事業資金貸付に係る債務が履行されず、第3条第11号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」という。）しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | |
| <p>(保険金の請求)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償還期限から9月以内（第3条第12号の事由による損失がてん補される場合にあつては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>(保険金の請求)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償還期限から9月以内（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> | |
| <p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第12号の事由による損失がてん補される場合にあつては、償還期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあつては、償還期限から3月を経過した日）から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | |
| <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p> | | |